

学長選考会議と学長選びの正統性はどうか確保されるのか



筑波大学・広島大学・桜美林大学名誉教授

山本 眞一

国立大学の学長選考

私は一昨年三月末で大学を定年退職し、以後は常勤職を持たない、言葉を変えて言うなら勤め人ではない生活に入った。若い頃に城山三郎の「毎日が日曜日」という小説を読んだ記憶があるが、日曜日のようにヒマで困るという実感はない。それは、曜日にかかわらず、仕事があればそれをやり、会議があれば出かけるという生活が継続しているからである。しかし、退職後二年目の昨年春からは、新型コロナウイルス感染症の影響で家にいながら仕事することが多くなった。会議出席などはWebに代わり、よその場所に出かける機会はめっきり減った。このようなことは、現役の皆さんも経験されているであろう。

家にいると、テレビを見る機会が増える。とくに平日の昼間、いままで見なかったような番組も自然と目にするようになる。いわゆるワイドショーの類である。先日、あるテレビ局で国立大学の学長の選考や解任の問題を取り上げていた。キャスターから状況の報告

があり、これを専門家と称する学者や他のゲストがコメントするというもので、最近のいくつかの大学での問題は「学長選考会議」の不透明さにあると言いたげな様子であった。皆さんならどう思われたか。またご覧にならなくても、さまざまな報道や評論によって、一定の情報を得ておられているのではあるまいか。そのような皆さんに、いまさら学長選考会議とは何かなどと聞いてみても、それは国立大学法人法にちゃんと書いてあるではないか、と言われて終わりかもしれない。しかし大学問題に関心はあっても、法律はあまり見ないという方も多少はおられるかと思ひ、改めて整理してみたい。

法人法の規定によれば

二〇〇四年の国立大学法人化の根拠となったのは、その前年に公布された国立大学法人法である。国全体の行財政改革の高まりの中で、一九九九年に公布された独立行政法人通則法は、政府に強い監督権限を与えていたため、国立大学にこれをそのまま適用するには

問題があった。そこで法人化の是非を含めて、政府部内でのさまざまな交渉の末に生まれたのが国立大学法人法である。この法律は、その第三条に国立大学の「教育研究の特性に常に配慮しなければならない」とあるように、独立行政法人通則法とは異なる規定をいくつか設けることによって、大学の自主・自律という特性に配慮がなされている。その一つが、法人の長である学長の任命が、文部科学大臣から一方的に行われるのではなく、「国立大学法人の申出に基づいて」行われることになっていることである（国立大学法人法十二条一項）。また、文部科学大臣による学長の解任の際も、同様である（十七条四項）。

その申出を行うための会議体が「学長選考会議」であり、経営協議会から選出された学外委員と、教育研究評議会から選出された者のそれぞれ同数の委員によって構成され（十二条二項）、その他学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を委員に加えることができる（但し委員総数の三分の一を超えてはならない。十二条三項）とされている。

なお、学長選考会議の議長は、会議の委員の互選によることとされている(十二条四項)。

学長の選考は、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができるとする能力を有する者のうちから、学長選考会議の定める基準」(十二条七項)により、行わなければならない。その具体的方法は、各大学によって異なっているが、文部科学省が二〇一三年に調べた結果によれば、学長選考会議が候補者について選考する際に、九五%の国立大学において「学内意向投票」などの学内選挙を実施し、その意向投票と選考会議の議によって学長を選考していることが分かった。同時に調査された公私立大学においては、二五%の大学で学内選挙の結果によって決定し、三六%の大学で選考会議等の議のみにより決定しているのと比べ、著しい相違を示している。もっとも、国立大学法人によってはその後選考方法を変えたところもあると聞いているから、この数値にも変化があるものと思われる。いずれにしても、学長選考会議が自らの権限と責任において適任者を選考すべきであるのは、国立大学法人法の定めに拠る限りは当然のことである。

選考の透明性の観点

学長選考会議は選考した学長について、その結果だけを示せばよいわけではない。法制定時には規定がなかったが、二〇一四年の法律改正により、学長選考の透明化の観点から、学長選考会議が選考の基準を設けてそれによって選考をしなければならないこと、選考を行っ

たときは当該選考の結果を、選考の基準を定め、又は変更したときは当該選考基準を、それぞれ公表しなければならないこととなった(十二条七項及び八項)。また同法施行規則により、選考した理由と過程についても公表しなければならないこととなっている。

ただ、このように法令上の定めを設けても、ある大学では意向投票の票数を含めてかなり詳細に公表しているのに対し、別の大学では単に法令の文章をなぞる形で簡単に済ませている。後者は形式的すぎる公表ではないかと私は思う。

学長選考会議が選考した具体的な学長予定者については、法の規定によって国立大学法人による文部科学大臣への申出という手続きが行われる。では、申出を受けた文部科学大臣に、任免の裁量があるのだろうか？ これについて政府は、教育公務員特例法時代の学長任命におけるのと同様、申出の拘束性を是認しているようである。

法案審議中、河村健夫文部科学副大臣(当時)は「通常の独立行政法人では、法人の長は大臣の裁量で任命することになっているわけでありますが、国立大学の学長については、大学の自主性、それから自律性尊重という立場で、(中略)文部科学大臣は、大学の申出に法的に拘束をされて、例えば所定の手続きを経ない(中略)違法性があるというような場合、明らかに不適切と客観的に認められる場合、これを除いては拒否することはできないと、こうなっておるわけでございます(参議院文教科学委員会二〇一三年六月五日)」と説明している。

学長の正統性確保のために

このように、学長選考会議は、教育公務員特例法時代の評議会の役割を実質的に引き継いでおり、学外の委員が入っているなどの違いはあっても、大学としての自主・自律の観点から学長選出という意思決定を行う点では、いささかの変わりもない。学長選考会議は、決して外部の意思に従って学長選考を行うものではなく、学外の意見を参考にしつつも、その目的は大学としての自主・自律を確保するための機関である、という点を忘れてはならないのである。まして、教員による意向投票とは異なる意思決定をすることが、選考会議の存在意義であるなどと考えることは、大学という組織の特性を無視することになりかねず、要注意だ。

現在複数の大学で問題にされているのは、学内の教員の意向が十分に反映されていない、あるいは反映されているかどうか分らない、あるいは不透明である、ということであろう。これについては、学長選考会議が十分に説明責任を果たすよう更なる努力をすることが必要である。大学の特性をよく理解しない人々からは、選挙・投票は従業員が社長を選ぶようなものとおかしいのではないかと、という声もあるが、大学教授たちは企業でいう単なる従業員ではなく、アカデミック・コミュニティーの構成員でもある、と考えるのがより大学の特性に沿った考えではないのか。彼らの理解を得ることこそ、選出された学長のリーダーとしての正統性を担保することになるのだ、ということを改めて認識したいものである。